堺障サ第４２７号

令和４年５月２４日

各指定障害福祉サービス事業所等　代表者　様

堺市健康福祉局障害福祉部

障害福祉サービス課長　　中嶋　英貴

障害支援課長　　鳫野　雪保

（公印省略）

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）

含有保温材等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について（依頼）

平素は本市障害福祉施策の推進に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成30年度に、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査のフォローアップ調査」（以下「前回調査」といいます。）が実施され、その結果について令和3年10月27日に公表されたところですが、今般、国の依頼により前回調査のフォローアップ調査を実施する運びとなりました。つきましては、下記のとおり御回答をお願いします。

記

提出期限　令和４年６月13日（月）

調査時点　令和３年12月１日（水）

調査対象施設種別

（１）**居宅介護事業所**（重度訪問介護、同行援護及び行動援護を含む。）、（２）**相談支援事業所**、

（３）**障害福祉サービス事業所**（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）

（４）**障害者支援施設**、（５）**短期入所事業所**、（６）**共同生活援助事業所**、（７）**就労定着支援事業所**、

（８）**自立生活援助事業所**、（９）**児童発達支援事業所**、（10）**放課後等デイサービス事業所**、

（11）**児童発達支援センター**、（12）**障害児相談支援事業所**

調査対象施設

・ 平成18年９月１日以降に新築の工事に着手した建築物を**除く、**全ての建築物その他の工作物（以下「建築物等」といいます。）を有する施設

※前回調査から事業所数の相当の増減が見込まれることから、本調査において全数調査を行うものです。

※前回調査（平成30年12月１日時点）において、次の内容に該当する施設においては、今回改めて調査を行う必要はありません。調査表の提出に当たっては、当時の調査結果を基に記入してください。

・設計図書等に基づきアスベストの使用が判明し、既に除去等の措置を実施している場合

・設計図書等や分析調査により６種類のアスベストが使用されていないことが明らかな場合

提出様式　全事業所：**施設個表（様式1-1）**

※様式については、堺市ホームページ「障害福祉サービス事業者指定・実地指導」内「制度変更等のお知らせ」（下記）よりダウンロードしてください。

トップページ＞健康・福祉＞福祉・介護＞障害福祉＞障害福祉のお知らせ＞障害福祉サービス事業者指定・実地指導＞制度変更等のお知らせ

https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyousya/syofuku\_jigyousya/oshirase.html

提出方法サービス種別ごとに、下記メールアドレスまで、電子メールにより回答してください。

調査対象施設種別の（１）・（２）

障害福祉サービス課　　jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp

調査対象施設種別の（３）～（12）

障害支援課　　　　　　　shoen@city.sakai.lg.jp

※件名を「アスベスト調査（事業所名）」としてください。

※メールアドレスを登録されていない事業所は、回答の際に、登録するアドレスを御連絡ください。

調査対象建材

当該建築物等に使用されている建材であって、次のアからエまでに掲げるものを調査対象建材とします。

**ア 吹付けアスベスト等**

建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの。吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石（バーミキュライト）など

**イ アスベスト含有保温材**

熱の損失を防止するために、熱源本体やダクト（配管）に使用されているようなもの。石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有バーミキュライト保温材、石綿含有水練り保温材など

**ウ アスベスト含有耐火被覆材**

吹付材の代わりとして、下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用されているもの。石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材など

**エ アスベスト含有断熱材**

石綿屋根用折版裏断熱材、石綿煙突用断熱材

調査対象建材の特定方法

設計図書等に基づき、その建築物等に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて業者等に確認を行うなどして、調査対象建材及びその使用部位を特定する。

（※特定に当たっては、建築物について、一部の部屋に限定することなく建築物全体について対象とすること。また、エレ

ベーターの昇降路内にもアスベストが使用されている場合があるので留意すること。さらに、工作物についても建築物

と同様に規制されることとなっているため、用途上又は構造上、建築物とは関係なく、土地に独立して造られる煙突

であっても、対象とすること。）

その際、「石綿含有建材品目例（参考）」（出典：国土交通省・経済産業省「石綿（アスベスト）含有建材データベース」（http://www.asbestos-database.jp/））に示す品目例に該当するか否かが一つの具体的判断基準と考えられるが、この品目例以外にも調査対象建材に該当する可能性があるので、アスベストの含有の有無が明確に判断できない場合は、分析調査を行い、調査漏れのないよう十分留意すること。

**※ 特に、過去において建材等に使用された石綿は、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされていたが、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライト（以下「トレモライト等」という。）が建築物の吹付材から検出された事案があることから、「石綿含有建材品目例（参考）」に示す品目例に該当しない場合であっても、使用されている建材にトレモライト等を含む石綿が使用されていないか、改めて業者に確認を行い、確認ができない場合は分析調査を行うなど、適切に対応すること。**

|  |
| --- |
| **問合せ先****堺市健康福祉局　障害福祉部**・調査対象施設種別（１）・（２）は障害福祉サービス課　事業者係　TEL:072-228-7510　FAX:072-228-8918・調査対象施設種別（３）～（12）は障害支援課　生活基盤推進係　TEL:072-228-7411　FAX:072-228-8918 |